

## 権力的な徴収から 権利と財産を守るたたかいを

中小業者の生存にかかわる財産の差押えは、憲法25条の生存権、29条の財産権の保障からも許されません。納税者の権利、営業と生活を守るために、国税通則法や国税徴収法の「納税緩和措置」を活用しましょう。

納税緩和措置には、①「納税の猶予」「徴収の猶予」、②「換価の猶予」、③滞納処分の停止」があります。「納税の猶予」は納税者本人の申請により、滞納税の納税期日を延長するもの、「換価の猶予」は税務署長の職権により、滞納後の差押え処分を延期・解除するものです。「滞納処分の停止」は、納税義務をなくすことができるのが特徴です。

これら3つの制度における「税務署長が・・・することができる」という規定は、「（条件が充足される場合は）必ず換価の猶予および滞納処分の停止をしなければならない」と解釈すべきです（北野弘久・日本大学名誉教授）。

### 納税の猶予（徴収猶予）

（税務署長・自治体の長は）震災や風水害、落雷、火災、盗難、家族の病気、事業の廃止または休止、事業の著しい損失、これらに「類する事実」などの場合に納税者の申請で、納税を猶予することができる（国税通則法46条）（地方税法5¥15条）

### 換価の猶予

（税務署長・自治体の長は）滞納者の事業継続、生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、または、解除することができる（国税通則法151条）（地方税法5¥15条⑤）

### 滞納処分の停止

（税務署長・自治体の長は）、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき

（国税通則法153条①）（地方税法5¥15条⑤）

納税者の「生活を著しく窮迫させる恐れ」がないかなどを十分に検討するよう、税務署と粘り強く交渉を続けることで、納税者の権利、くらしと営業を守る成果を全国であげています。

## 地方税・社会保険料にも適用

地方税や国保料も、地方自治体の首長の責任により、「納税緩和措置」をおこなうよう、地方税法で定めています。

社会保険料の徴収も「国税の滞納処分の例による」（健康保険法180条）とされており「納税緩和措置」が適用されます。

差押えをしてはいけない生存権的財産を直接、定める制度もあります。差押え禁止財産規定の趣旨に則り、生存権的財産の差押えを許さないよう主張しましょう。

### 差押え禁止財産

憲法の「生存権」「財産権」の立場から、最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持などのため、以下のような財産は、法律で差し押さえることが禁止されています。

#### ①差押禁止財産

【一般的差押禁止財産】（国税徴収法75条要旨）

生活上、従事する労働・作業及び社会生活上欠くことのできない財産は、滞納者の承諾があっても、差押えできません。

【条件付差押禁止財産】（国税徴収法78条要旨）

生業の継続に必要な財産は、滞納者の一定の代替財産の提供により差押えをやめさせられます。

#### ②給与の差押禁止（国税徴収法76条）

#### ③社会保険制度に基づく給付の差押禁止（国税徴収法77条）

他の法律により差押えが禁止されているものは差し押さえることはできません（たとえば、生活保護法58条など）